

第106期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所 東京都千代田区麹町三丁目3番6
麹町フロントビル
丸三証券株式会社本店6階会議室

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 社外監査役としての
補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役賞与支給の件
第7号議案 取締役（社外取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容決定の件
第8号議案 当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収への対応方針）の更新の件

株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。詳しくは7～8頁をご覧ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、第106期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ひとこと
ご挨拶申しあげます。

代表取締役社長 菊地 稔

当期のわが国経済は、緩やかな景気の回復局面が続きました。人手不足が続くなか雇用・所得環境の改善が進み、個人消費には持ち直しの動きが見られました。企業の設備投資は省力化・デジタル化需要の拡大を背景に底堅く推移しました。しかし、期末にかけては中東・イラン情勢の緊迫化により原油価格が高騰し物価上昇圧力が高まるなど、先行きに対する不透明感が強まりました。

日本株市場は、期初に米国の相互関税政策発表により急落する場面がありましたが、その後は米国と各国との交渉進展、生成AI・半導体関連企業の業績拡大期待などから上昇基調で推移しました。10月には新内閣による積極的な財政・金融政策への期待などから日経平均株価は史上初めて50,000円の大台を突破し、本年2月には59,000円を上回る水準まで上昇しました。しかし、その後は中東・イラン情勢の緊迫化を受け急落し、期末を迎えました。

このようななか、当社の株式営業は、生成AIの急速な普及で成長期待が高まっている半導体関連企業を中核に、航空・宇宙・防衛事業などを手掛ける大手重電・重工メーカーなどの銘柄の選別及び情報提供に注力し、株式受入手数料は前期比36%の増収となりました。

投資信託の募集営業におきましては、米ドル建ての多様な資産に分散投資するバランス型ファンド、世界の株式に投資するファンドを中心に販売し、残高の増加に注力しました。募集手数料は前期比微減となったものの、投資信託の期中平均残高が増加したことで、信託報酬は過去最高を更新しました。

これらの結果、経常利益は59億23百万円、44%の増益となりました。中間配当は1株当たり普通配当17円と特別配当15円の計32円とさせていただきますが、期末配当は1株当たり普通配当23円に加え、特別配当15円の計38円とさせていただくことをご提案申しあげます。

証券市場を取り巻く環境は、インフレ率の高止まりや金利の上昇など大きな転換点を迎えており、お客様への資産運用アドバイスの重要性は益々高まることが想定されます。

このような環境下、当社は経営理念を「お客様本位の金融サービスで、確かな信頼を育み、ともに想いを実現する」へと刷新し、今後もお客様の最善の利益の追求に努めて参ります。2024年度からスタートした中期経営計画（5カ年計画）に基づき、投信純増を継続し、信託報酬による販管費カバー率を一段と引き上げるとともに、当社が推奨する日本株の預かり資産純増に取り組んでまいります。また、昨年7月から「ゴールベースアプローチによるファンドラップサービス」を開始した他、「引受主幹事案件の獲得拡大」にも取り組むことで、中期的に資本コストを上回るROEの達成を目指してまいります。加えて内部管理態勢及び法令遵守態勢を一層強化し、当社企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2026年5月

(証券コード 8613)
2026年 5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目3番6
丸 三 証 券 株 式 会 社
代表取締役 菊 地 稔
社 長

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合には、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月18日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議決権行使に際しましては5～6頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。また、インターネットにより株主総会の模様をライブ配信いたします。ご自宅等からでも株主総会をご視聴いただけますので、ご利用くださいますようお願い申し上げます。（7～8頁参照）

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町三丁目3番6 麹町フロントビル
丸三証券株式会社本店 6階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

第106期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 社外監査役としての補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役賞与支給の件

第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容決定の件

第8号議案 当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収への対応方針）の更新の件

4. 株主総会参考書類等の電子提供措置について

当社は、本株主総会の招集にあたり、会社法及び当社定款の定めに従い、株主総会資料につき以下のとおり電子提供措置をとっております。

(1) 当社ウェブサイト（「株主・投資家情報」のページ）：以下のURLにアクセスして、「招集通知」を選択して「第106期定時株主総会招集ご通知」を、「報告書」を選択して「第106期報告書」をご覧ください。

<https://www.marusan-sec.co.jp/ir/>



(2) 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：以下のURLにアクセスして、銘柄名（丸三証券）または証券コード（8613）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択のうえ、ご覧ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



5. その他議決権の行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- (3) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 当社定款第16条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。

6. 記載事項を修正する場合の周知の方法

株主総会参考書類ならびに第106期報告書に記載の事業報告及び計算書類等、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の内容を掲載し、お知らせいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

株主総会開催日時 **2026年6月19日(金曜日) 午前10時**

株主総会にご出席いただけない方

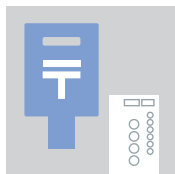


1 インターネットにて議決権を行使いただく場合

パソコン、スマートフォンから**議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月18日(木曜日) 午後5時 入力分まで**

インターネットによる議決権行使方法のご案内については **次頁** をご参照ください。



2 郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2026年6月18日(木曜日) 午後5時 到着分まで**

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

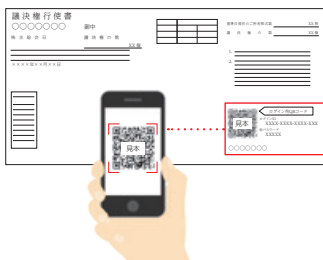
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- ・毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・パソコンやスマートフォンのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会ライブ配信についてのご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。株主総会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2026年6月19日となります。

1 株主総会ライブ配信日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前よりアクセス可能となります。

※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照のうえ、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※同封の議決権行使書を紛失された場合、**6 本サイトに関するお問い合わせ**にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



読み取り



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- 1 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.muft.jp/>

- 2 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- 3 「ログイン」ボタンをクリックしてください。



3 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

4 インターネット参加にかかるご留意事項

- インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5 推奨環境

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0以降	iOS 14.0以降	Android 9.0以降
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

6 本サイトに関するお問い合わせ

TEL **0120-676-808** (通話料無料) 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の普通配当につきましては、内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとする所存であります。配当性向につきましては、当期純利益を基準に、配当性向50%以上の配当を行う方針です。

当期の配当につきましては、期末普通配当を1株につき23円とさせていただきたいと存じます。また、第104期より5期にわたり特別配当の実施を公表しておりますので、当期末も1株につき15円の特別配当を実施させていただきたいと存じます。

これにより、当期の期末配当は、普通配当23円に特別配当15円を加え、1株につき38円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき38円（普通配当23円、特別配当15円）

なお、配当総額は2,519,799,798円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日

なお、1株につき普通配当17円、特別配当15円、合計32円を中間配当として既にお支払いしておりますので、当期の配当合計は1株につき70円（普通配当40円、特別配当30円）となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第22条に定める代表取締役の人数の上限及び代表取締役の役割についての定めを削除するとともに、役付取締役の内、会長、社長を取締役会長、取締役社長へ名称変更し、副社長、専務取締役及び常務取締役を役付取締役から削除するものであります。
- (2) 会社法第370条の定めに従い、必要が生じた場合に取締役会を開催せず、書面又は電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を、第23条第7項に追加するものであります。
- (3) 改正履歴を和暦から西暦に変更するものであります。

2. 変更の内容

下線部変更箇所

現 行	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を定める。<u>代表取締役は5名以内とし、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行する。</u> ② 取締役会は、その決議により会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会) 第 23 条 (略) (新 設) 昭19. 3. 22 制定 (略 (和暦)) 令 7. 6. 20 改正	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を定める。 ② 取締役会は、その決議により<u>取締役会長及び取締役社長</u>各1名を定めることができる。 (取締役会) 第 23 条 (現行通り) <u>⑦ 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> 1944年 3 月 22日制定 (現行通り (西暦に変更)) 2025年 6 月 20日改正 2026年 6 月 19日改正

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下に記載の取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	氏 名	現在当社における地位等	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況 *
1	菊 地 稔 再任	代表取締役社長	11/11回 100%
2	服 部 誠 再任	代表取締役専務取締役	11/11回 100%
3	植 原 恵 子 再任	社外取締役 独立役員	11/11回 100%
4	濱 田 豊 作 再任	社外取締役 独立役員	11/11回 100%
5	青 木 真 嗣 再任	執行役員	8/8回 100%
6	齋 藤 和 弘 再任	社外取締役 独立役員	8/8回 100%
7	尾 関 春 子 再任	社外取締役 独立役員	8/8回 100%

※取締役会への出席状況は、2025年4月1日～2026年3月31日の1年間に開催された取締役会11回の出席状況を記載しております。青木真嗣氏、齋藤和弘氏、尾関春子氏の3氏は取締役就任（2025年6月20日）後に開催された取締役会8回の出席状況を記載しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	 きく ち みのる 菊 地 稔 (1963年12月19日生) 再 任	1986年 4 月 当社入社 2003年 4 月 当社人事部長 2010年 2 月 当社投資信託部長 2013年 6 月 当社執行役員投資信託部長 2015年 4 月 当社常務執行役員投資信託部長 2017年 6 月 当社代表取締役副社長 2017年 8 月 当社代表取締役副社長 営業本部長 2018年 5 月 当社代表取締役副社長 2018年 6 月 当社代表取締役社長（現在に至る）	10,750株
①取締役候補者とした理由 菊地稔氏は、当社の主力商品である投資信託部の業務を長年経験するとともに、人事部長、投資信託部長として、当社の経営戦略、商品戦略作成に貢献しております。さらに、2017年6月より代表取締役副社長に、2018年6月より代表取締役社長に就任し、業務執行統括者としての経験を積んでおり、その知識と経験は、今後の当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者となりました。 ②取締役としての在任期間 本総会終結の時をもって9年になります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	 はつ とり まこと 服 部 誠 (1966年10月16日生) 再任	1990年 4 月 当社入社 2004年 8 月 当社沼田支店長 2006年 2 月 当社営業本部西部地区担当 2008年 2 月 当社池袋支店長 2012年 2 月 当社エクイティ部長 2014年 5 月 当社エクイティ本部長、エクイティ部長 2014年 6 月 当社執行役員エクイティ本部長、 エクイティ部長兼エクイティ業務部長 2018年 2 月 当社執行役員エクイティ本部長、エクイティ部長 兼エクイティ業務部長兼投資情報部長 2018年 4 月 当社常務執行役員エクイティ本部長、 エクイティ部長兼エクイティ業務部長 兼投資情報部長 2020年 4 月 当社専務執行役員営業本部担当、 エクイティ本部長、エクイティ部長 兼エクイティ業務部長兼投資情報部長 2020年 6 月 当社代表取締役専務取締役 営業本部担当、 エクイティ本部長、エクイティ部長 兼エクイティ業務部長兼投資情報部長 2020年 8 月 当社代表取締役専務取締役 営業本部担当、 エクイティ本部長 2021年 8 月 当社代表取締役専務取締役 営業本部長兼 エクイティ本部長、営業企画部長兼 投資相談部長 2023年 8 月 当社代表取締役専務取締役 営業本部長兼 エクイティ本部長、営業企画部長兼証券貯蓄部長 兼投資相談部長 2025年 7 月 当社代表取締役専務取締役 営業本部長兼エクイ ティ本部長、金融コンサルタント一部長兼金融コ ンサルタント二部長兼金融コンサルタント三部長 兼コンサルタントサポート部長（現在に至る）	30,000株
	①取締役候補者とした理由 服部誠氏は、リテール営業では2店舗で支店長を経験し、営業現場を熟知したうえで、営業本部、エクイティ本部において本部業務を経験し、市場動向の分析にも習熟しています。さらに2020年6月より代表取締役専務取締役に就任し、業務執行統括者としての経験を積んでおり、その経験や知見は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。 ②取締役としての在任期間 本総会終結の時をもって6年になります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
3	 う え は ら け い こ 植 原 恵 子 (1960年1月7日生) 再 任 社外取締役候補者 独立役員(予定) 責任限定契約(予定)	1982年 4 月 大和証券株式会社入社 2005年10月 同社ダイレクト管理部長 2007年10月 同社教育研修部長 2009年 4 月 株式会社大和証券グループ本社執行役広報担当 2011年 4 月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役 2018年 6 月 当社社外取締役（現在に至る） 2022年 6 月 東北電力株式会社社外取締役（現在に至る） (兼職) 東北電力株式会社社外取締役	0株
①社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 植原恵子氏は、証券業務及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、公正かつ客観的な立場で、適切な判断をしていただき、取締役会の意思決定及び業務執行の監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。 ②社外取締役としての在任期間 本総会終結の時をもって8年になります。 ③独立性についての考え方 植原恵子氏は、当社の取引先である大和証券投資信託委託株式会社（現大和アセットマネジメント株式会社）の100%持株会社である株式会社大和証券グループ本社の業務執行に携わっていましたが、退任後約15年が経過しており、同社の経営に関与する立場にはございません。また同社と当社の取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主の間で利益相反となるおそれは無いと判断しております。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き同取引所に届け出る予定です。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
4	 は ま だ と よ さ く 濱 田 豊 作 (1951年7月5日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員(予定) 責任限定契約(予定)	1974年 4 月 住友商事株式会社入社 1999年 7 月 同社業務企画部長 2000年 4 月 同社経営企画部長 2002年 4 月 同社コーポレートファイナンス部長 2003年 4 月 同社執行役員コーポレートファイナンス部長 2004年 4 月 同社執行役員フィナンシャル・リソースズグループ長 2006年 4 月 同社常務執行役員フィナンシャル・リソースズグループ長 2009年 4 月 同社専務執行役員CFOフィナンシャル・リソースズグループ長 2009年 6 月 同社取締役専務執行役員CFOフィナンシャル・リソースズグループ長 2012年 4 月 同社取締役副社長執行役員CFOフィナンシャル・リソースズグループ長 2013年 4 月 同社取締役副社長執行役員 欧阿中東CIS総支配人(ロンドン駐在) 2013年 6 月 同社副社長執行役員 欧阿中東CIS総支配人 欧州住友商事ホールディング会社会長(ロンドン駐在) 2015年 4 月 同社特別顧問(2018年6月退任) 2015年 6 月 大和証券投資信託委託株式会社(現大和アセットマネジメント株式会社) 社外取締役 2023年 6 月 当社社外取締役(現在に至る) 2025年 6 月 当社取締役会議長(現在に至る)	0株
①社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 濱田豊作氏は、住友商事株式会社において取締役副社長執行役員CFO(最高財務責任者)として経営に携わり、豊富な経験・実績・見識を有しております。また、現大和アセットマネジメント株式会社では社外取締役を経験されており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。 ②社外取締役としての在任期間 本総会終結の時をもって3年になります。 ③独立性についての考え方 濱田豊作氏は、当社の取引先である大和アセットマネジメント株式会社の社外取締役でしたが、業務執行に携わっておりません。したがって、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主の間で利益相反となるおそれは無いと判断しております。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き同取引所に届け出る予定です。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
5	 あお き まさ し 青 木 真 嗣 (1976年1月3日生) 再 任	1999年 4 月 当社入社 2013年 8 月 当社北九州支店長 2017年 8 月 当社営業本部東部地区担当 2018年 6 月 当社営業本部長、東部地区担当、営業企画部長 兼証券貯蓄部長兼投資相談部長 2018年 8 月 当社営業本部長、営業企画部長兼証券貯蓄部長 兼投資相談部長 2019年 8 月 当社営業本部長、営業企画部長兼投資相談部長 2021年 8 月 当社執行役員名古屋支店長、営業二部長 2023年 8 月 当社執行役員名古屋支店長 2025年 2 月 当社執行役員監理本部副本部長 2025年 6 月 当社取締役執行役員監理本部長（現在に至る）	10,000株
①取締役候補者とした理由 青木真嗣氏は、リテール営業では2店舗で支店長を経験し、営業現場を熟知しており、営業本部長として営業推進の責任者を務めるとともに、営業企画にも精通しております。さらに2025年2月より監理本部副本部長に、2025年6月からは取締役執行役員監理本部長に就任し、コンプライアンスの推進者としての経験を積んでおり、その経験や知見は、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といいたしました。 ②取締役としての在任期間 本総会終結の時をもって1年になります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
6	 さい とう かず ひろ 齋 藤 和 弘 (1956年10月31日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員(予定) 責任限定契約(予定)	1979年 4 月 サントリー株式会社入社 2005年 9 月 同社食品事業部副事業部長 2009年 4 月 サントリー食品インターナショナル株式会社 常務取締役 サントリーホールディングス株式会社執行役員 2011年 1 月 サントリー (中国) ホールディングス有限公司 副社長 同社中国食品事業部長 2014年 4 月 同社社長 同社中国ビール・黄酒事業部長 2015年 3 月 サントリー食品インターナショナル株式会社 常務執行役員 2015年 4 月 同社経営企画本部担当、財経本部長 2016年 4 月 同社常任顧問 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO 2019年 3 月 サントリー食品インターナショナル株式会社 代表取締役社長 2025年 5 月 J.フロント リテイリング株式会社社外取締役 (現在に至る) 2025年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る) 2026年 3 月 コクヨ株式会社社外取締役 (現在に至る) (兼職) J.フロント リテイリング株式会社社外取締役 コクヨ株式会社社外取締役	0株
①社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 齋藤和弘氏は、サントリー食品インターナショナル株式会社において取締役社長として経営に携わり、海外経験や、経営企画、財務経理部門での豊富な実績を有し、経営全般についての高い見識をお持ちです。そのため、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。 ②社外取締役としての在任期間 本総会終結の時をもって1年になります。 ③独立性についての考え方 齋藤和弘氏の所属した、サントリー食品インターナショナル株式会社と当社とは、特別な取引関係はございません。したがって、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主の間で利益相反となるおそれは無いと判断しております。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き同取引所に届け出る予定です。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
7	 お ぜ き は る こ 尾 関 春 子 (1963年3月5日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員(予定) 責任限定契約(予定)	1985年 4 月 日本光学工業株式会社（現株式会社ニコン）入社 1997年 8 月 日本コカ・コーラ株式会社 リーガル・カウンセル 2003年 8 月 アマゾン・ジャパン株式会社 (現アマゾン・ジャパン合同会社) リーガル・ディレクター 2008年 1 月 ブリストル・マイヤーズ株式会社 (現ブリストル・マイヤーズスクイブ株式会社) 執行役員法務部門長 2011年12月 シーメンス・ジャパン株式会社 (現シーメンス株式会社、 シーメンスヘルスケア株式会社) 常務執行役ジェネラルカウンセル 2013年 9 月 コカ・コーライーストジャパン株式会社 (現コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社) 常務執行役員法務本部長 2015年 3 月 同社取締役常務執行役員法務本部長 2017年 4 月 同社常務執行役員法務本部長 兼コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 (現コカ・コーラボトラーズジャパン ホールディングス株式会社) 執行役員法務統括部長 2019年 2 月 同社執行役員法務本部長 2021年 6 月 大王製紙株式会社社外取締役 2025年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）	0株
	①社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 尾関春子氏は、各社の法務部門長を歴任し、業務執行取締役として豊富な経験・実績・見識を有しております。また、大王製紙株式会社では社外取締役を経験されており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役に会において的確な提言・助言をいただけると期待し、社外取締役候補者といいたしました。 ②社外取締役としての在任期間 本総会終結の時をもって1年になります。 ③独立性についての考え方 尾関春子氏の所属した、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、大王製紙株式会社と当社とは、特別な取引関係はございません。したがって、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主の間で利益相反となるおそれは無いと判断しております。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き同取引所に届け出る予定です。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役の菊地稔、服部誠、植原恵子、瀧田豊作、青木真嗣、齋藤和弘及び尾関春子の7氏を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に、被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は当社が約90%、被保険者が約10%を負担しております。7氏が再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となるとともに、任期の途中に同様の内容で更新する予定であります。
3. 当社と植原恵子、瀧田豊作、齋藤和弘及び尾関春子の4氏は、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。4氏が再任された場合、当社は上記の責任限定契約を継続する予定であります。

取締役候補者スキルマトリクス

候補者 番 号	氏 名	取締役候補者が有するスキル					
		企業経営	金融・経済	リスク管理 ・法務	サステナ ビリティ	人財戦略	財務戦略
1	菊 地 稔 再任	○	○		○	○	○
2	服 部 誠 再任	○	○		○	○	
3	植 原 恵 子 再任		○		○	○	
4	濱 田 豊 作 再任	○	○	○		○	○
5	青 木 真 嗣 再任		○	○	○		
6	齋 藤 和 弘 再任	○			○	○	○
7	尾 関 春 子 再任	○		○	○	○	

企業経営	経営の監督を適切に行うために必要となる株式会社等における経営の経験や、株式会社等の経営に関する専門性
金融・経済	政治・経済の動向が金融・証券ビジネス等に与える影響について、適切な評価・判断を行うために必要となる経験や専門性
リスク管理・法務	事業遂行上生じうる主要なリスクの予見、法務的観点からの対応、リスクが顕在化した場合の対応、事後的な検証等に係るリスク管理体制の構築に必要な経験や専門性
サステナビリティ	持続性のある企業活動の実現に向けて、状況に応じてデジタル技術等を活用しつつ、株主、従業員、取引先等の多様なステークホルダーに配慮した企業の大きな方向性を決定・監督するために必要となる経験や専門性
人財戦略	人的資本の現状とあるべき方向性を把握したうえで、人材育成や多様性・公平性の確保に向けた取り組み等が経営戦略と整合的であるか、企業文化の向上に資するかにつき助言等を行うために必要となる経験や専門性
財務戦略	企業価値最大化に向けて、成長投資や株主還元等の資本戦略を体系的に検討するために必要となる経験や専門性

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役の清水昭男氏、根岸和弘氏の両氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下に記載の監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	 し みず あき お 清 水 昭 男 (1964年12月8日生) 再 任 社外監査役候補者 独立役員(予定) 責任限定契約(予定)	1987年 4 月 三菱信託銀行株式会社 (現三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 2001年 3 月 同社シンガポール支店資金課長 2005年 4 月 同社証券投資部債券株式運用グループ グループマネージャー 2006年 2 月 同社資金為替部戦略トレーディンググループ グループマネージャー 2007年 7 月 同社資金為替部為替第1グループ グループマネージャー 2009年 4 月 同社シンガポール支店次長 2014年 4 月 同社国際事務管理部長 2016年 2 月 同社監査部部付部長 4 月 同社監査部副部長 2020年 4 月 同社監査部部付部長 2022年 6 月 当社社外監査役 (現在に至る)	0株
①社外監査役候補者とした理由 清水昭男氏は、大手金融機関における豊富な経験と幅広い見識をお持ちで、特に証券投資業務や監査業務のご経験や知識から、当社の監査役の業務を適切に遂行できる方であると判断し、社外監査役候補といたしました。 ② 社外監査役としての在任期間 本總會終結の時をもって4年になります。 ③独立性についての考え方 清水昭男氏は、当社の取引先であり、第4位の株主でもある三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行に携わっていましたが、同社の経営に直接関与する立場になく、また同社と当社との取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主の間で利益相反となるおそれは無いと判断しております。 なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き同取引所に届け出る予定です。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	 ね ぎ し か ず ひ ろ 根 岸 和 弘 (1966年1月15日生) 再任 社外監査役候補者 独立役員(予定) 責任限定契約(予定)	1990年 4 月 日本生命保険相互会社入社 2000年 3 月 ニッセイアセットマネジメント株式会社出向 2003年 3 月 同社システム開発部システム企画室課長 2004年 3 月 同社投資管理部投資信託運用リスク管理室室長 2008年 3 月 日本生命保険相互会社 融資総務部融資管理グループ専門課長 2010年 3 月 同社融資総務部専門課長 2014年 4 月 星光ビル管理株式会社出向 情報システム部部次長 2016年 4 月 同社事務統括管理部部次長 2017年 3 月 日本生命保険相互会社財務審査部財務審査役 2022年 6 月 当社社外監査役（現在に至る）	0株
①社外監査役候補者とした理由 根岸和弘氏は、大手金融機関における豊富な経験と幅広い見識をお持ちで、特に証券投資業務や、情報システム業務及び財務審査業務のご経験や知識から、当社の監査役の業務を適切に遂行できる方であると判断し、社外監査役候補といたしました。 ②社外監査役としての在任期間 本総会終結の時をもって4年になります。 ③独立性についての考え方 根岸和弘氏は、当社の取引先であり、第1位の株主でもある日本生命保険相互会社の業務執行に携わっていましたが、同社の経営に直接関与する立場になく、また同社と当社との取引関係を考慮しても、東京証券取引所の独立性の判断基準に照らして、同氏と株主の間で利益相反となるおそれは無いと判断しております。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き同取引所に届け出る予定です。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、清水昭男、根岸和弘の両氏を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に、被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は当社が約90%、被保険者が約10%を負担しております。清水昭男、根岸和弘の両氏が再選された場合、引き続き当該保険契約の被保険者となるとともに、任期の途中で同様の内容で更新する予定であります。
3. 当社と清水昭男、根岸和弘の両氏は、会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。2氏が再任された場合、当社は上記の責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 社外監査役としての補欠監査役1名選任の件

2025年6月20日開催の第105期定時株主総会において、社外監査役としての補欠監査役に選任されました森勇氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、改めて社外監査役の補欠者1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠者については、社外監査役の法定員数を欠いたことを監査役就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間となります。

また、この決議の効力は、来年の定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

社外監査役としての補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 の 数
もり いさむ 森 勇 (1948年2月23日生) 補欠社外監査役候補者 責任限定契約(予定)	1979年3月 日本大学大学院法学研究科 博士後期課程修了 1989年4月 獨協大学法学部教授 1999年2月 弁護士登録(東京弁護士会・コモンズ総合法律事務所所属) (現在に至る) 2004年4月 中央大学大学院法務研究科(法科大学院)教授 2006年6月 東洋水産株式会社社外監査役 2011年5月 株式会社さいか屋社外監査役 2018年3月 中央大学大学院法務研究科(法科大学院)教授 退任 2022年5月 株式会社さいか屋社外取締役(監査等委員) 2022年11月 同社社外取締役(監査等委員)退任 2023年6月 東洋水産株式会社社外監査役 退任	0株

当該候補者を社外監査役としての補欠監査役候補者とした理由

森勇氏につきましては、法学部及び法科大学院において、長年、民事法・民事手続法の教育・研究に従事し、また約27年間にわたり弁護士として実務に携わっておられ、幅広い経験を通じて養われた見識を、監査役に就任された際には、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役としての補欠監査役候補者としたしました。

森勇氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記のような職にあって紛争処理または予防法学の視点に立った企業法務に通じており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、森勇氏が選任され、社外監査役が法定員数を欠いたことにより社外監査役に就任した場合、同氏を第4号議案(注)2に記載の役員等賠償責任保険契約の被保険者に加える予定であり、任期の途中で同様の内容で更新する予定であります。
3. 当社は森勇氏が選任され、社外監査役が法定員数を欠いたことにより社外監査役に就任した場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する責任限定契約を同氏と締結する予定であります。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当社は、2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬額について年額2億円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、この報酬額とは別枠として、当期の業績に対する取締役の労に報いるため、社外取締役4名を除く第106期に在任していた取締役3名に対し、取締役賞与総額450万円を上限に支給したいと存じます。

当該賞与総額については、取締役報酬の決定方針に基づき、当社社外取締役4名で構成する取締役報酬委員会の審議により、当期の経常利益、当期純利益を指標として、従来支給された取締役賞与額、その他諸般の事情を総合的に勘案して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案が承認された場合、各取締役に対する具体的金額、支給の時期などは、社外取締役で構成する取締役報酬委員会が決定いたします。

第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額については、2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、年額2億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額500万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

本譲渡制限付株式付与のための報酬の対象となる取締役は現在2名であり、第3号議案が承認可決されますと、2名となります。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告に記載の取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。

なお、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の発行要項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する事を条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職（以下「退任等」という。）する日（当該退任等をする日が、本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定

める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 死亡、中途退任における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任等する場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任等をした日の翌日に、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(4) 無償取得事由

- ①対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任等を行うことが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(5) 組織再編等における取扱い

上記（１）（２）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第8号議案 当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収への対応方針）の更新の件

2023年6月22日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）（以下、「旧対応方針」といいます。）は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了することとなりますので、下記の通り旧対応方針を一部改訂のうえ更新すること（以下更新後の買収への対応方針を「本対応方針」といいます。）とさせていただきますと存じます。

旧対応方針からの主な改訂箇所は、次のとおりであります。

- ・ 本必要情報（下記4.において定義します。）の追加提供の要求を行う場合における最終の回答期限を、60営業日から90営業日に変更しております。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、①特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、又は③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立するあらゆる行為⁵（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。2026年3月31日現在の大株主の状況は、別紙Ⅰのとおりです。

1 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（(i)又は(ii)の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、並びに(iv) 上記(i)乃至本(iv)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。本議案において特段の断りがない限り、以下同じです。

なお、法令等⁶に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

-
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は (ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。本議案において特段の断りがない限り、以下同じです。
 - 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本議案において特段の断りがない限り、以下同じです。
 - 4 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。以下同じです。
 - 5 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。以下同じです。
 - 6 法令等とは、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等を総称していいます。本議案において特段の断りがない限り、以下同じです。

1. 当社の経営理念等について

(1) 当社の経営理念について

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。今般、従来の経営理念を整理統合し、次の世代に継承させる経営理念として「お客様本位の金融サービスで、確かな信頼を育み、ともに想いを実現する」へと刷新し、行動指針として「自主独立の精神」、「奉仕の心」、「全員参加の経営」を掲げ、今後も「お客様本位」に取り組んでまいります。

そのためには、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することが重要と考えております。証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は2003年6月より執行役員制度を導入し、全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させ、意思決定の迅速化を図りました。同時に、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を選任し、取締役会の意思決定の透明性確保と監視機能の強化を図りました。以後、社外取締役を段階的に増員し、2026年3月末日現在では、取締役7名のうち4名が社外取締役となっており、取締役会議長を社外取締役が務めております。また取締役会の活性化を図るため2016年6月からは、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む4名の監査役が取締役の業務執行の状況の監査を行っております。また、当社は、監査役の監査機能の強化のため、監査役と内部監査部門との連携強化を図っております。具体的には、当社は、監査役、監理本部担当役員、内部監査部長の連携を目的とした定例会合を設置しており、必要に応じ社外取締役も参加しています。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツとの間で会社法監査及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。

なお、2026年3月末日現在において、当社は社外取締役4名と社外監査役2名を、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生ずるおそれのない「独立役員」として、東京証券取引所に届け出ております。また、本定時株主総会に提出する取締役選任議案について株主の皆様のご承認をいただくと、社外役員は6名（社外取締役4名、社外監査役2名）の体制が維持され、その全員を「独立役員」として東京証券取引所に届け出る予定です。

2019年6月には、代表取締役の選解任、及びその判断基準に関し、より一層の透明性を確保するため、任意の委員会として新たに指名委員会を設置しました。また取締役の報酬と執行役員の報酬の決定プロセスに、より一層の客観性と透明性を確保するため、2004年6月に設置した任意の報酬委員会を、任意の取締役報酬委員会と執行役員報酬委員会に改組しました。さらに、2026年2月には、指名委員会の審議事項を社長の選解任、社長の後継者計画、取締役候補者の選定等とし機能強化を図りました。

2. 本対応方針の目的

本対応方針の目的は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株式を買い付けようとする事例も少なくありません。かかる株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保すること等が重要であり、株主の皆様に代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を更新することとしました。

3. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

又は

③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。）

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの内容は、別紙Ⅱのとおりです。）に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があるかと判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者⁷による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項（大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同

7 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び (i) に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者をいいます。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとします。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記 (i) 又は本 (ii) に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記 (i) 又は本 (ii) に該当する者の「関連者」とみなすことができるものといたします。）を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

じです。)を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず特別委員会（その概要は以下の6.（1）に記載されています。）にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者（以下「手続不遵守買付行為者」といいます。）に該当する場合を除いて、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

4. 本対応方針の内容

（1）大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様の判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度に係る単体及び連結の計算書類若しくは財務諸表を併せて提出していただきます。

①大規模買付行為者の概要

イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じです。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じです。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

ハ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

ニ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質支配株主（出資者）の概要

ホ) 国内連絡先

ヘ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

②大規模買付行為者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付行為者の当社の株券等の取引状況

③大規模買付行為者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付行為者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸ その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内（初日不算入）に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただきます。

なお、本必要情報の一般的な項目は別紙Ⅴのとおりです。その具体的内容は、大規模買付行為者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただきます。

本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰返し行うことができますが、最終の回答期限は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、当社取締役会が最初に本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付した日から起算して90営業日を超えないものとします（但し、大規模買付行為者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対し本必要情報（追加により提出を求めた本必要情報を含みます。以下同じです。）の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じです。

討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として設定します。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報が提出されたと認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち適切と判断する事項について情報開示を行います。

なお、大規模買付行為者は、下記5. に従い、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に係る当社としての最終的な判断がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針更新後の委員候補者は、**別紙Ⅵ**のとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰返し行うことができますが、最終の回答期限は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、当社取締役会が最初に本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付した日から起算して90営業日を超えないものとします（但し、大規模買付行為者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間（初日不算入）を上限

として評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、(a) 当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当する場合、(b) 当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は (c) 当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合のいずれかに該当する場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告することとする一方、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者（上記 (b) 参照）とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ②当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等（主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じです。）に移転させることにある大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
- ⑤大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収（最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある場合（上記 (c) 参照）とは、例えば次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な比較において、大規模買付行為者が支配権を

取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為

- ②大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件（買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④大規模買付行為が行われる時点の法令等（行政指導、裁判結果を含みます。）により、当社の企業価値ないし株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

5. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、上記4.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。この場合の本新株予約権の無償割当てについては、原則として、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとしますが、特別委員会が株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件につきましては、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対抗措置の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを

実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。この場合、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件につきましては、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重します。

(4) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(6) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生権利付最終日以降の中止は行いません。

6. 透明性及び公正性確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧対応方針同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、**別紙Ⅵ**のとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問の上、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないように、制度的な担保を設けています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとし、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

本対応方針の更新について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の更新後の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は**別紙Ⅵ**のとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります（**別紙Ⅱ** 新株予約権ガイドラインご参照）。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として更新するものとします。また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られない場合、本対応方針はその時点をもって廃止されるものとし、当社の株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針更新時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針更新時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の更新により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。ただし、当社が取得条項に従って新株予約権の取得を行う場合には、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の本新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることができます。

また、本新株予約権には原則として上記3. に記載の行使条件及び当社による新株予約権の取得条項が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記5. (6) で記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適時且つ適切な開示を行いますが、株価の変動により不測の損害を受ける可能性がありますのでその点には予めご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の無償割当ての手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、

格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

②当社による本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。）。

③本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

9. 本対応方針の合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件の充足等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度な合理性を有するものです。さらに、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が

2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容についても踏まえております。また、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(3) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様にも適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切に開示を行います。

(4) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に更新するものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会が

その自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、本対応方針は、当社株主総会で1年毎に選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

したがいまして、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

(7) 対抗措置の発動にあたって金員等を交付する対応方針ではないこと

当社は従前より、本対応方針に基づき、対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てを実施する場合であっても、当社が大規模買付行為者に対し、金員等の交付を行うことは予定しておりません。これは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方を踏まえたものです。

以 上

別紙 I

当社大株主の状況（2026年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数300,000,000株
2. 発行済株式の総数67,398,262株
3. 株主数92,823名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本生命保険相互会社	5,230	7.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,189	7.83
公益財団法人長尾自然環境財団	4,746	7.16
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683	2.54
株式会社みずほ銀行	940	1.42
長尾 愛一郎	902	1.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	582	0.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	556	0.84
JP MORGAN CHASE BANK 385781	466	0.70
丸三証券従業員持株会	406	0.61

（注）出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

別紙Ⅱ

新株予約権ガイドライン

1. 目的

新株予約権ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社が2026年6月19日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に更新する当社株券等⁹の大規模買付行為に対する対応方針（以下「本対応方針」という。）に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

（1）手続不遵守買付行為者への対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。この場合の本新株予約権の無償割当てについては、原則として、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとするが、特別委員会が株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとする。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催する。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件については、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとする。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

（2）濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対抗措置の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。この場合、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとする。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件については、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとする。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

⁹ 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者（(i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び (i) に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記 (i) 又は本 (ii) に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記 (i) 又は本 (ii) に該当する者の「関連者」とみなすことができるものとする。）を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。）による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める誓約¹⁰を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数¹¹以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記 2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記 2. にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

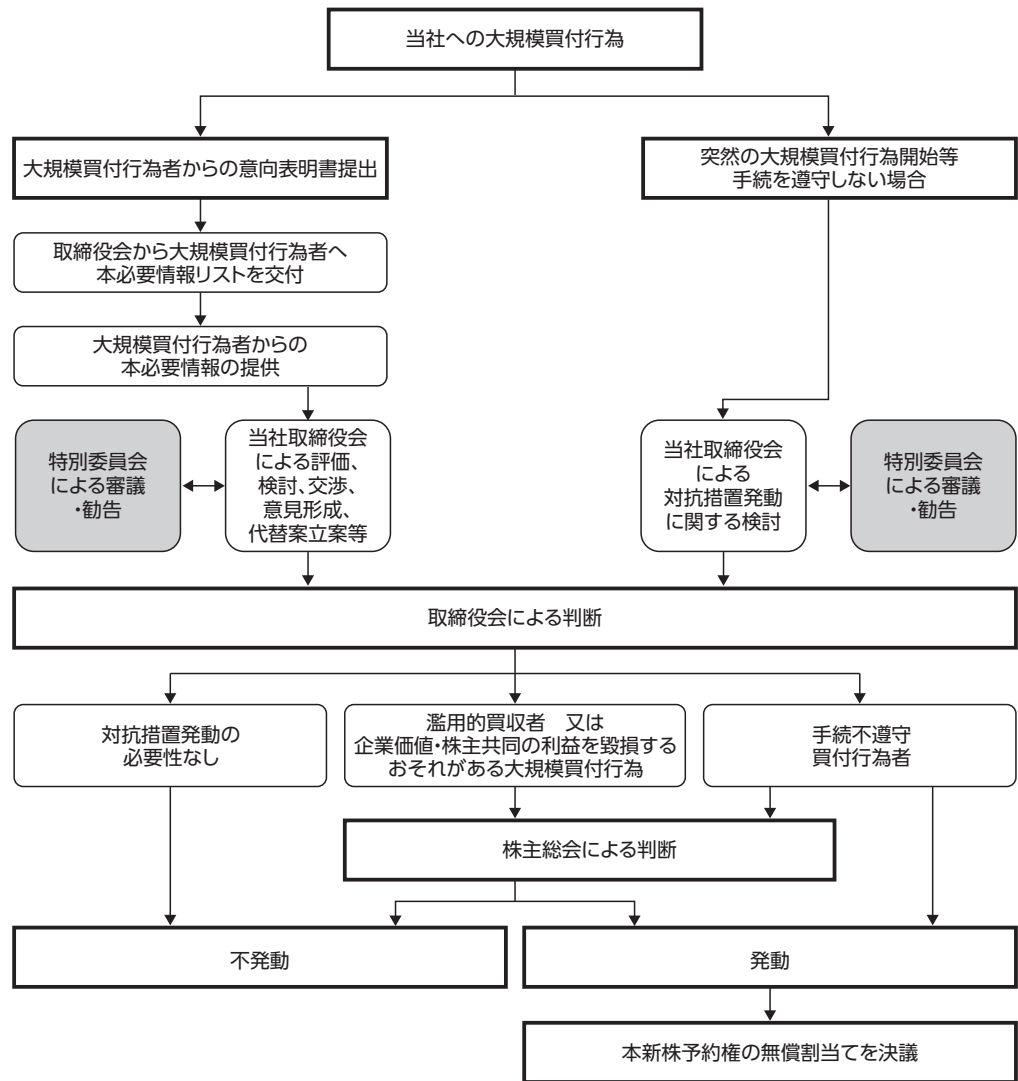
当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

以 上

10 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とすることを予定している。

11 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本対応方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

別紙Ⅳ

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数（以下「対象株式数」という。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者¹²による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501（a）に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の第三者が譲渡等により新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。
- (2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以 上

12 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び (i) に該当する者の関連者（実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記 (i) 又は本 (ii) に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記 (i) 又は本 (ii) に該当する者の「関連者」とみなすことができるものとする。）を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

別紙V

本必要情報の一般的な項目

1. 大規模買付行為者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じです。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じです。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
2. 大規模買付行為者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
3. 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等保有割合、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
4. 大規模買付行為の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
5. 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容を含みます。）
6. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。）の有無及び意思連絡がある場合はその具体的内容及び当該第三者の概要
7. 大規模買付行為者及びそのグループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等又は当社の事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株券等の貸株、借株及び空売り等の状況
8. 大規模買付行為者及びそのグループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

9. 大規模買付行為者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
10. 大規模買付行為の完了後に企図されている当社の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
11. 大規模買付行為の後における当社の役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
12. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
13. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
14. 大規模買付行為の後における当社の経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
15. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

以 上

別紙Ⅵ

特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

- (1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付行為の内容の精査・検討
- (2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項
- (3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対し、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

濱田 豊作（はまだ・とよさく）

略歴： 1974年 4 月 住友商事株式会社入社
1999年 7 月 同社業務企画部長
2000年 4 月 同社経営企画部長
2002年 4 月 同社コーポレートファイナンス部長
2003年 4 月 同社執行役員コーポレートファイナンス部長
2004年 4 月 同社執行役員フィナンシャル・リソースズグループ長
2006年 4 月 同社常務執行役員フィナンシャル・リソースズグループ長
2009年 4 月 同社専務執行役員CFOフィナンシャル・リソースズグループ長
2009年 6 月 同社取締役専務執行役員
CFOフィナンシャル・リソースズグループ長
2012年 4 月 同社取締役副社長執行役員
CFOフィナンシャル・リソースズグループ長
2013年 4 月 同社取締役副社長執行役員 欧阿中東CIS総支配人（ロンドン駐在）
2013年 6 月 同社副社長執行役員 欧阿中東CIS総支配人
欧州住友商事ホールディング会社会長（ロンドン駐在）
2015年 4 月 同社特別顧問
2015年 6 月 大和証券投資信託委託株式会社（現大和アセットマネジメント株式会社）
社外取締役
2023年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）
2025年 6 月 当社取締役会議長（現在に至る）

植原 恵子（うえはら・けいこ）

略歴： 1982年 4 月 大和証券株式会社入社
2005年10月 同社ダイレクト管理部長
2007年10月 同社教育研修部長
2009年 4 月 株式会社大和証券グループ本社執行役広報担当
2011年 4 月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役
2018年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）
2022年 6 月 東北電力株式会社社外取締役（現在に至る）

齋藤 和弘（さいとう・かずひろ）

略歴： 1979年 4 月 サントリー株式会社入社
2005年 9 月 同社食品事業部副事業部長
2009年 4 月 サントリー食品インターナショナル株式会社常務取締役
サントリーホールディングス株式会社執行役員
2011年 1 月 サントリー（中国）ホールディングス有限公司副社長
同社中国食品事業部長
2014年 4 月 同社社長
同社中国ビール・黄酒事業部長
2015年 3 月 サントリー食品インターナショナル株式会社常務執行役員
2015年 4 月 同社経営企画本部担当、財経本部長
2016年 4 月 同社常任顧問
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO
2019年 3 月 サントリー食品インターナショナル株式会社代表取締役社長
2025年 5 月 J.フロント リテイリング株式会社社外取締役（現在に至る）
2025年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）
2026年 3 月 コクヨ株式会社社外取締役（現在に至る）

尾関 春子（おぜき・はるこ）

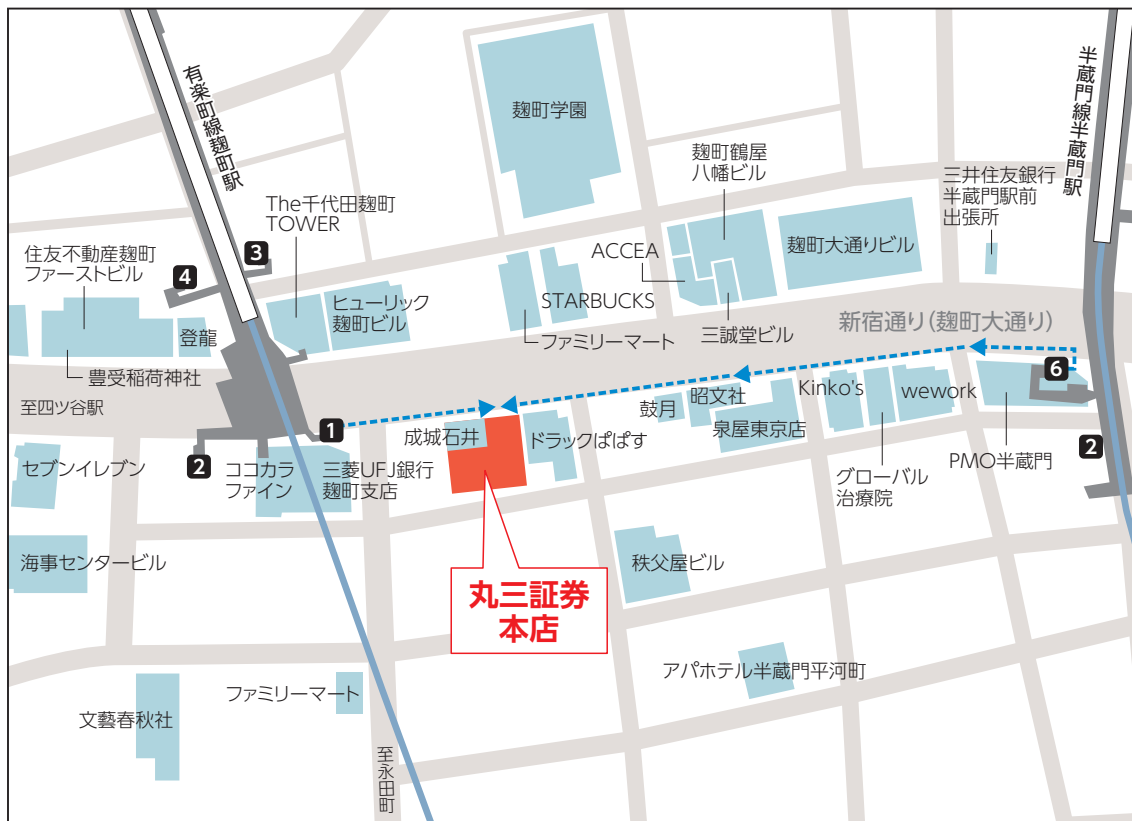
略歴： 1985年 4 月 日本光学工業株式会社（現株式会社ニコン）入社
1997年 8 月 日本コカ・コーラ株式会社リーガル・カウンセル
2003年 8 月 アマゾン・ジャパン株式会社（現アマゾン・ジャパン合同会社）
リーガル・ディレクター
2008年 1 月 ブリストル・マイヤーズ株式会社
（現ブリストル・マイヤーズスクイブ株式会社）執行役員法務部門長
2011年12月 シーメンス・ジャパン株式会社
（現シーメンス株式会社、シーメンスヘルスケア株式会社）
常務執行役ジェネラルカウンセル
2013年 9 月 コカ・コーライーストジャパン株式会社
（現コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）常務執行役員法務本部長
2015年 3 月 同社取締役常務執行役員法務本部長
2017年 4 月 同社常務執行役員法務本部長兼コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
（現コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス株式会社）
執行役員法務統括部長

2019年 2 月	同社執行役員法務本部長
2021年 6 月	大王製紙株式会社社外取締役
2025年 6 月	当社社外取締役（現在に至る）

以 上

麹町周辺詳細図

東京メトロ有楽町線「麹町駅」、半蔵門線「半蔵門駅」下車の場合



- ①東京メトロ有楽町線「麹町駅」下車の場合は、麹町方面改札を出て **1番出口** をご利用ください。正面に横断歩道があります。横断歩道を渡って、新宿通り（麹町大通り）を半蔵門方面に向かって進むとすぐ右手に「成城石井」様（スーパーマーケット）の店舗があります。店舗の先に麹町フロントビルの正面入り口があります。
- ②東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」下車の場合は、半蔵門方面改札を出て **6番出口** をご利用ください。新宿通り（麹町大通り）を四ツ谷方面に向かって進んでください。道なりに約4分進むと左手に「成城石井」様（スーパーマーケット）の店舗があります。店舗の手前に麹町フロントビルの正面入り口があります。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町三丁目3番6 麹町フロントビル
丸三証券株式会社 本店6階会議室



■ アクセス

- ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」下車、麹町方面改札を出て **1番出口** より徒歩約1分
- ・東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」下車、半蔵門方面改札を出て **6番出口** より徒歩約4分
- ・東京メトロ南北線「永田町駅」下車、紀尾井町方面改札を出て **9b出口** より徒歩約8分
- ・東京メトロ丸ノ内線「四ツ谷駅」下車、赤坂方面改札を出て **1番出口** より徒歩約13分
- ・JR中央線・総武線「四ツ谷駅」下車、**赤坂口** または **麹町口** よりそれぞれ徒歩約13分

麹町フロントビルの1階は、「成城石井」様（スーパーマーケット）の店舗となっています。ビルの正面入り口よりお入りいただき、エレベーターで直接6階までおこしください。

◎駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。